

(お知らせ)

令和6年6月25日
防 衛 省

日米合同委員会合意について

日米合同委員会において、むつ湾掃海訓練海面及び海上自衛隊大湊地方総監部の財産の限定使用について合意しましたのでお知らせします。

なお、合意概要については別添のとおりです。

日米合同委員会合意事案概要

件名	むつ湾掃海訓練海面及び海上自衛隊大湊地方総監部の財産の限定使用について
承認年月日	令和6年6月20日
施設・区域名称	FAC2074大湊地方総監部地区
合意対象所在地	青森県むつ市及び同市沖
合意対象面積等	土地：約1,000㎡(海上自衛隊大湊地方総監部)
	水域等：約80k㎡(空域を含む。)(むつ湾掃海訓練海面)
	建物：2棟 約690㎡(海上自衛隊大湊地方総監部)
	工作物：旧大湊工作部区画空地(すべり部を含む。)並びに定着物及び設置物を含む工作物一式(関連備品を含む。)(海上自衛隊大湊地方総監部)
附帯施設	—

【事案内容】

本件は、海上自衛隊が設定する「むつ湾掃海訓練海面」及び海上自衛隊大湊地方総監部において、日米共同訓練を実施するため、日米地位協定第2条第4項(b)に基づき限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

(1) むつ湾掃海訓練海面

水域：約80k㎡(空域を含む。)

※使用期間：海上自衛隊により設定される令和6年7月16日から同月28日までの間



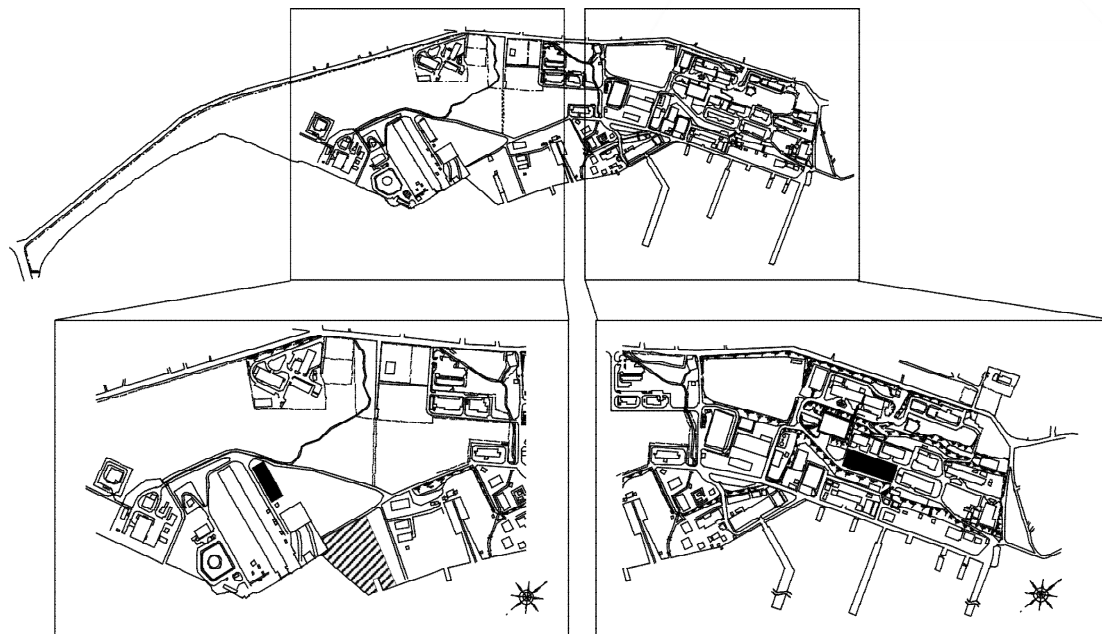
(2) 海上自衛隊大湊地方総監部


土地：約 1,000 m²


建物：2 棟 約 690 m²

工作物：旧大湊工作部区画空地（すべり部を含む。）並びに定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

※使用期間：海上自衛隊により設定される令和 6 年 7 月 14 日から同月 29 日までの間



 限定使用土地
及び工作物

 限定使用建物